

令和3年6月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(行コ)第2号 政務活動費返還請求控訴事件(原審・金沢地方裁判所平成30年(行ウ)第1号)

口頭弁論終結日 令和3年4月19日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

石川県知事 谷 本 正 憲

小 堀 秀 行

森 岡 真 一

竝 木 信 明

田 中 幹 樹

宮 本 喜 隆

中 島 誠

北 村 都

島 崎 拓 也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別表の「議員氏名」欄記載1ないし9の者に対し、対応する各「違法支出額合計(円)」欄記載の各金員及びこれに対する平成29年5月

2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ（別表「議員氏名」欄5記載の吉崎吉規議員に係る109万0615円のうち17万7160円は、当審において拡張されたものである。）。

第2 事案の概要等（以下、略称は原判決の例による。）

- 1 本件は、石川県の住民である控訴人が、同県議会の議員である本件各議員が平成28年度に石川県から交付を受けた政務活動費から支出した原判決別表の「違法支出額合計（円）」欄記載の金額は違法であるから、本件各議員は、同県に対し、違法に支出された上記各金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を怠っているとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成29年5月2日（平成28年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による民法704条の利息又は遅延損害金の支払を請求することを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。控訴人は、当審において、吉崎議員が上記の政務活動費から違法に支出した金額を17万7160円追加して主張し、同議員に対して更に同額の不当利得の返還及びその法定利息等の支払を請求することを求めて請求を拡張した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、下記3、4のとおり控訴人の当審における拡張請求に係る当事者の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 控訴人の当審における請求拡張に係る主張

「Y・Y通信 第53号」は、吉崎議員が代表を務める政治団体である「未来のまちづくりの会」が発行した冊子であるから、原判決別紙4の33の

「充当金額」欄記載の31万9788円は全額違法支出である。このことは、「未来のまちづくりの会」が平成28年及び平成29年に機関紙誌の発行业務費を支出していないことから明らかである。

4 上記3に対する被控訴人の反論

「Y・Y通信 第53号」は、その記載内容に照らして吉崎議員の県政報告書であることは明らかであり、「未来のまちづくりの会」の機関紙誌ではない。控訴人は、「未来のまちづくりの会」が機関紙誌を発行することを前提とした立論をしているが、同じく政治団体である「規交会」も機関紙誌の発行をしておらず、控訴人の上記立論は前提を欠いている。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求（当審における拡張請求を含む。）はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、下記2のとおり控訴人の当審における拡張請求についての判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の当審における請求拡張に係る主張に対する判断

控訴人は、吉崎議員が代表を務める政治団体である「未来のまちづくりの会」が機関紙誌の発行业務費を支出していないから、「Y・Y通信 第53号」は、同政治団体が発行した冊子である旨主張する。

しかしながら、議員が代表を務める政治団体が機関紙誌の発行に係る費用を支出していないからといって、そのことから直ちに、同議員が発行する冊子等の実質的な発行者が同政治団体であると推認することはできない。また、「Y・Y通信 第53号」の記載内容を見ても、そのほとんどは吉崎議員の県議会における活動報告等であり、県政に対する県民の関心を喚起向上に資する内容であると認められるから、「未来のまちづくりの会」が発行したものということとはできない。

以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

3 よって、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴人の当審における拡張請求も理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 蓮 井 俊 治

裁判官 平 野 剛 史

裁判官 峯 金 容 子

(別表)

議員氏名		違法支出額 合計 (円)	費目の内訳	対応する 原判決別紙番号
1	下沢佳充	2,745,466	事務費	7
			人件費	10
2	稲村建男	1,800,000	人件費	8
3	向出 勉	1,800,000	人件費	9
4	富瀬 永	1,046,828	広聴広報費	3
5	吉崎吉規	1,090,615	広聴広報費	4
6	安居知世	887,678	事務費	5
7	作野広昭	873,830	事務費	6
8	車 幸弘	869,734	調査研究費	1
9	田中哲也	865,108	調査研究費	2

これは正本である。

令和3年6月16日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 谷 口

彰

